

韮崎市地域防災計画

令和5年3月

韮崎市防災会議

総 則 編

第1章 計画の目的と編成 2

第2章 防災計画の性格 3

第3章 防災と減災の基本方針 4

第4章 計画の前提

第1節 薩摩川内市概況 6

第2節 防災と減災の定義 11

第3節 突発性災害と警告性災害（一般災害）の定義 13

第4節 関連用語の説明（五十音順） 13

第5節 関連施設の名称 15

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 16

第7節 発災後の経過時間の定義 24

第8節 避難生活における条件 25

第9節 想定事態と初動 26

1 災害の種別

2 市における想定事態

(1) 突発性災害（地震）

(2) 警告性災害（洪水）

(3) 富士山噴火災害

(4) 放射能汚染（原子力対策）

(5) その他

3 市職員初動規定

(1) 災害対策本部の設置と解散

(2) 全庁職員初動規定

(3) 組織別職員初動規定

4 地域初動規定

(1) 小地区(組又は班)ごとの初動規定

(2) 自主防災組織の初動規定

(3) 自主防災組織の避難ルートの確定

5 避難指示

(1) 発令基準

6 タイムライン

行 政 編

第1部 共通災害対策部

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実	32
第2節 防災知識の普及・防災訓練	32
第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充	32
第4節 消防予防計画	36
第5節 風水害等災害予防対策	38
第6節 雪害予防対策	43
第7節 建築物災害予防対策	44
第8節 文化財災害予防対策	45
第9節 特殊災害予防対策	49
第10節 情報通信システム整備対策	50
第11節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	52
第12節 災害ボランティアの育成強化	54
第13節 要配慮者対策の推進	55

第2章 発災後の応急対策計画

第1節 応急活動体制	61
第2節 職員配備計画	63
第3節 県防災ヘリコプターの出動要請計画	63
第4節 広域応援体制	65
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	68
第6節 災害関係情報等の受伝達	70
第7節 被害状況等報告計画	76
第8節 広報計画	81
第9節 災害通信計画	82
第10節 消防対策	85
第11節 緊急輸送対策	90
第12節 交通対策	94
第13節 災害救助法による救助	100
第14節 避難対策	107
第15節 医療助産対策	111
第16節 防疫対策	115
第17節 食料供給対策	116
第18節 生活必需物資等救援対策	119

第19節 飲料水確保対策	121
第20節 応急教育対策	123
第21節 廃棄物処理対策	126
第22節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	128
第23節 救出計画	130
第24節 死体の搜索、処理及び埋葬計画	131
第25節 障害物除去計画	133
第26節 生活関連事業等の応急対策	134
第27節 民生安定事業計画	137

第3章 復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針	141
第2節 激甚災害の指定に関する計画	142

第2部 地震（突発性）災害部

第1章 地震（突発性）災害の概要

第1節 想定地震	144
第2節 被害想定	145

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくりの推進	156
第2節 大震火災対策の推進	158
第3節 生活関連施設の安全対策の推進	160
第4節 建築物災害予防計画	164

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制	167
第2節 職員配備計画	167
第3節 地震災害情報等の収集伝達計画	170
第4節 被害状況等報告計画	173
第5節 消防対策	177
第6節 避難対策	180
第7節 食料及び生活必需物資供給計画	182
第8節 応急教育対策	183
第9節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	186
第10節 救出計画	190
第11節 生活関連施設の応急対策	191

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的	194
第2節 東海地震観測情報、東海地震注意報時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動	194
第3節 情報活動	196
第4節 避難活動	199
第5節 防災関係機関の講ずる措置	200
第6節 交通対策	201
第7節 事業所等対策計画	203

第5章 南海トラフ地震防災対策計画

第1節 総則	205
第2節 関係者との連携協力の確保	206
第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	207
第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	211
第5節 防災訓練計画	212
第6節 地震防災上必要な教育及び広報	212

市民編

第1章 市民編の概要

214

第2章 市民の減災計画

第1節 概念と前提	215
第2節 家庭の減災力強化	217
第3節 居住地区の減災力強化	218
第4節 自主的な避難生活力強化	225
第5節 災害ボランティアの活用	228

資料編

〔防災関係組織等〕

○ 芦崎市災害対策本部組織図	235
○ 分掌事務	236
○ 災害時の職員初動規定及び配備基準	241
○ 防災関係機関一覧	243
○ 芦崎市水防協議会・防災会議委員名簿	245
○ 市内医療機関一覧	246
○ 芦崎市指定給水装置工事事業者一覧	247
○ 芦崎市下水道排水設備指定工事店一覧	251

〔通信施設〕

○ 災害時優先電話登録状況一覧	254
○ 避難所の特設公衆電話番号一覧（優先電話）	255
○ 芦崎市所有衛星携帯電話番号一覧	255
○ 芦崎市防災行政無線（屋外拡声子局）設置場所一覧	256

〔防災施設・設備等〕

○ 指定避難所兼指定緊急避難場所一覧	260
○ 指定避難場所一覧	262
○ 応急給水用資器材等保有状況	264
○ 備蓄倉庫の状況	264

〔消防・水防関係〕

○ 消防力の現況	266
○ 消火栓・防火水槽設置状況	266
○ ガス小売業者の名称、所在地、供給区域一覧	267
○ 高圧ガス関係事業所一覧	267
○ 危険物規制対象数	267
○ 重要水防区域一覧	268
○ 土石流危険渓流一覧	270
○ 水位観測所一覧	271
○ 簡易水位計設置場所	272
○ 水防用資器材備蓄状況	272
○ 警報・注意報発令基準一覧	273

〔災害危険箇所〕

○ 急傾斜地危険区域一覧	274
--------------	-----

○山地災害危険地一覧	276
○老朽ため池の所在地及び整備状況	277
○異常気象時における道路等通行規制基準	277

〔応援受入施設関係〕

○場外離着陸場一覧	278
○ヘリコプター主要発着場一覧	278
○自衛隊宿泊施設一覧	278

〔条 例 等〕

○参考法令一覧	279
---------------	-----

〔協 定〕

○協定書一覧	280
--------------	-----

〔様 式〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書	284
○消防防災航空隊出場要請書	285
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	286
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	291
○各種救助に係る様式	
・地区別被害状況調査表（様式1）	292
・世帯別被害調査表（様式2）	293
・救助活動の種類別実施状況（様式3）	294
・被災世帯調査原票（様式4）	295
・救助の種目別物資受払状況（様式5）	296
・避難所設置及び収容状況（様式6）	297
・応急仮設住宅台帳（様式7）	298
・炊き出し給与状況（様式8）	299
・飲料水の供給簿（様式9）	300
・物資の給与状況（様式10）	301
・救護班活動状況（様式11）	302
・病院診療所医療実施状況（様式12）	303
・助産台帳（様式13）	304
・被災者救出状況記録簿（様式14）	305
・住宅応急修理記録簿（様式15）	306
・学用品の給与台帳（様式16）	307
・埋葬台帳（様式17）	308
・死体搜索状況記録簿（様式18）	309
・死体処理台帳（様式19）	310

・障害物の除去状況（様式20）	311
・輸送記録簿（様式21）	312
・資金職員等雇上台帳（様式22）	313

〔計画・マニュアル等〕

○ぎ崎市事業継続計画（BCP）	314
○避難所運営マニュアル（市民向け）	327
○避難所運営マニュアル（職員向け）	363
○避難情報予告・判断マニュアル	381
○水防計画	別冊

總則編

第1章 計画の目的と編成

第1 目 的

本市には、釜無川と塩川という二つの急勾配な一級河川があり、歴史的に見ても洪水多発地帯といえる。また、周囲の急峻な山々には土石流を発生させる支流も多く、さらに、釜無川右岸を南北に走る活断層や東海地震も危惧の範疇にあり、極めて多種の自然災害が発生しやすい条件下にある。

我が国は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災以降、平成23年3月11日午後2時46分に発災した東日本大震災まで、毎年のように大規模自然災害が発生し、多くの被害をもたらした。特段、東日本大震災では、マグニチュード9.0という最大規模の地震に加え、大津波、福島原子力発電所の被災事故が重なり、死者・行方不明者約2万人という大惨事となった。

この東日本大震災は、私たちに多くの教訓をもたらした。

災害の軽減には、平時の減災対策と発災時の効果的初動対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、市、国、県、公共機関、住民それぞれが減災・防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「韮崎市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、住み続けられるまちづくりの実現のため、韮崎市防災会議が策定する計画である。

第2 編 成

この計画の編成は、次の4編からなる。

総 則 編

行 政 編（共通災害対策部・地震災害対策部）

市 民 編

資 料 編

総則編は、本計画の目的、一般論としての減災及び防災に関する概念や関連用語の解説、また、本市における防災計画に関する基本の方針や計画の前提等について記述する。

行政編は、公助を原則に、行政や住民が減災力をつけるための平素の整備と訓練、発災後の職員初動や災害対策本部の設置、組織別対策、そして、避難生活が長期化する場合の復旧・復興対策、各種支援要請等について記述する。

市民編は、自助と共助を原則に、住民一人ひとりや自主防災組織がそれぞれ主体的に、行政の指導の下に平時に減災力をつけ、発災した直後の数日間は自主防災組織で対応し、速やかに市の災害対策本部と連携して復旧・復興にかかる対策等を記述する。

資料編は、行政編や市民編に必要な情報、規定、条件、様式等について記述する。

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、平時から市と住民が一体となって減災力の強いまちづくりを推進し、そのための自助・共助・公助の意識と力が高まるよう、具体的な方針や対策を図るものである。また、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

本計画のコンセプトとキーワードは以下とする。

コンセプト：平時・初動・3日の強化徹底

平時：平時における減災力（自助力・共助力・公助力）の強化

初動：発災時の初動の徹底

3日：公的機関も被災するため、3日間は自分たちでしのぐ力づくり

キーワード：見える・加わる・考えるの推進

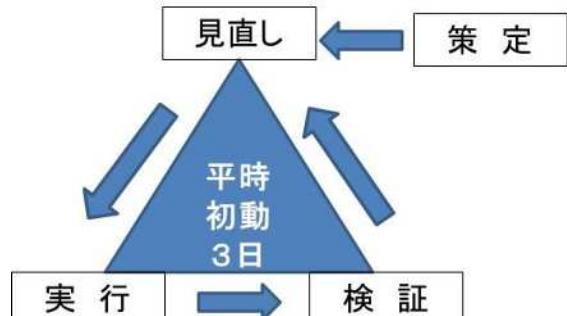
見える：分かりやすい計画・推進しやすい計画

加わる：訓練は全員参加で

考える：訓練の結果は検証する

第2 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び山梨県の作成する「山梨県地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災及び東日本大震災を教訓に、震度7の大地震を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も訓練の検証等を踏まえ必要に応じ修正を加え、内容の充実を図るものとする。



第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当である総務課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

3 地区防災計画

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、地区居住者等から提案があった場合等に、韮崎市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

計画提案を行おうとするものは、その全員の氏名及び住所等を記載した提案書に地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、韮崎市防災会議へ提出しなければならない。

韮崎市防災会議は、提案があった場合、地区防災計画の地域防災計画への規定の必要の有無を判断し、必要と判断した場合、地域防災計画を修正し、地区防災計画の一部または全部を規定する。

第3章 防災と減災の基本方針

自助とは、住民一人ひとりが自分自身の生命や財産を守ることをいう。

共助とは、住民が避難時や避難所などで互いに助け合うことをいう。

公助とは、公的機関が住民を守ることをいう。

防災とは公助を原則に、自然災害が発生しても、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

減災とは自助と共助を原則に、災害が発生しても被害を最小限にとどめるための平時の取り組みをい、この力を減災力という。

韮崎市は、平成23年7月に「減災力の強いまちづくり宣言」をした。

- 1 減災力の強い家庭づくり
- 2 減災力の強い地域づくり
- 3 減災力の強い行政づくり

このことを踏まえ、本計画で基本方針を定めるものである。

災害対策は、発災前の災害予防と、発災後の応急対策、復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながるもので、以下にその概要を示す。

第1 災害予防

- 1 減災力の強いまちづくりを実現するため、自主防災組織の強化、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等を行う。
- 3 住民の減災・防災活動を促進するため、住民への減災や防災思想・知識の普及、訓練の実施、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災（BCP等）の促進等を行う。

第2 発災後の応急対策

- 1 東海地震の警戒報等又は南海トラフ地震臨時情報等を伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。

- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立を行う。
- 4 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 5 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 6 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 7 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 8 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 9 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防災活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- 10 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 11 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 12 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 13 二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施を行う。
- 14 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。

第3 復旧・復興対策

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 4 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4章 計画の前提

第1節 莺崎市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、山梨県の北西部にあって、県都甲府市の北西約12キロメートル、東経約138度、北緯35度に位置し、周囲を南アルプス市、北杜市、甲斐市と接している。

市の面積及び標高等は次のとおりである。

面 積	東 西	南 北	標高（市庁舎）
約143.69km ²	約20km	約12.5km	353.94m

2 地形及び地質

本市は、全域が丘陵地帯であって、西に南アルプス、東に秩父多摩と2つの国立公園に囲まれている。これら高く深い山岳地帯から無数の大小河川が発源し、市の中心部を流れる釜無川や塩川に注いでいる。

地質は、3つに区分けされ、釜無川、塩川沿岸の沖積層地域と七里岩、塩川左岸の丘陵地帯をつくる洪積層地域と釜無川右岸の巨摩山地につづく地帯の新三紀層及び花崗岩類の地域にわけられる。沖積層区域の砂礫層の厚さは、石英安山岩質、凝灰岩層、軽石凝灰岩層、凝灰質砂岩同質泥岩、安山岩質玄武岩の溶岩流、泥流より成る。

安山岩質玄武岩の溶岩流は、成層火山をつくり、穴山・新府地域等の円錐形の丘として台地上に突起し、火山群を形成している。新第三紀層は、中新世下部の御坂層に接し、玄武岩及び同質凝灰岩と砂岩、泥岩等の碎層岩より成る。

花崗岩類は、石英閃綠岩で、深層風化が著しく、深さ20~30メートルまでマサ土に変化している。

沖積層は、塩川に注ぐ沢の谷口の扇状地堆積物よりなる。

氾濫源堆積物は、釜無川、塩川合流点で最も厚く、釜無川の氾濫源の方が塩川にくらべて堆積物が厚い。

台地をとりまく崖錐堆積物は、最大厚10メートルである。堆積区域は、台地をとりまいて平均幅50メートルの帯状の地域である。

扇状地堆積物は、扇状地の規模により変化はあるが扇状地下部（扇端）で15メートルである。

第四紀洪積世堆以前の堆積物は、0~2メートルの表土により覆われている。

沖積層の厚さは、次のとおり区分される。

厚 さ	0~2m	釜無川右岸及び巨摩山地につづく地帯の新三紀層、花崗岩類露出地帯七里岩台地及び塩川左岸の洪積層露出地帯
厚 さ	2~5m	巨摩山系山麓区域の崖錐堆積物区域七里岩台地南端区域
厚 さ	5~10m	釜無川沿岸地域、塩川沿岸地域の沖積層地域及び扇状地
厚 さ	10~20m	釜無川と塩川の合流地点より下流区域

3 気象

本市の気候は、全般的に降雨量が少ないうえに寒暖の差が激しく季節風の影響が大きい「内陸気候」として特徴づけられる。

平 均 気 象

年次	平均気温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	天 气 日 数				総降水量 (mm)
	最高	最低	平均			晴れ	曇り	雨	雪	
10	25.3	3.8	13.7	63.0	2.50	220	84	56	5	795.6
11	26.0	3.7	13.9	68.0	2.20	221	91	48	5	1,508.4
12	27.2	6.2	13.7	68.5	2.60	258	62	41	4	1,150.8
13	26.0	3.4	13.8	64.5	1.80	250	66	44	5	1,411.0
14	26.1	4.0	14.2	64.2	1.90	248	68	45	4	1,158.0
15	20.6	4.5	13.9	57.7	2.80	233	68	59	5	1,401.0
16	27.0	5.2	14.7	64.9	2.80	280	40	43	3	1,507.0
17	26.3	3.9	14.0	65.0	2.90	275	54	33	3	858.5
18	25.8	5.0	14.4	63.5	2.70	246	56	61	2	987.5
19	25.6	6.7	14.3	64.5	2.70	254	55	51	6	975.0
20	26.4	4.5	14.2	66.3	2.70	251	44	68	2	1,172.0
21	26.2	4.5	14.1	67.0	2.50	230	50	83	3	1,135.5
22	26.2	3.9	14.1	65.8	2.60	247	39	75	4	1,137.5
23	25.9	3.6	13.8	66.6	2.70	250	36	75	5	1,539.0
24	26.0	4.6	14.1	59.8	2.90	254	54	52	5	887.0
25	26.1	3.7	14.1	60.9	3.00	249	56	54	6	880.5
26	26.3	4.3	14.0	58.6	2.70	241	59	59	6	1010.0
27	27.0	4.4	14.7	62.6	2.50	211	74	76	5	1181.5
28	26.0	4.4	14.5	※	2.70	226	85	54	0	911.0
29	26.1	4.0	13.9	※	2.10	240	96	26	3	1221.0
30	27.6	4.2	14.9	64.8	2.20	229	104	29	3	1001.0
1	27.3	5.0	14.8	65.9	2.30	201	132	30	2	1131.0
2	26.8	4.8	14.8	68.7	2.10	237	96	32	1	1204.6

※峠北広域行政事務組合庁舎移転新築工事中のため未計測

資料：峠北広域行政事務組合消防本部

第2 社会的条件

1 人口

昭和29年の合併時、本市の人口は32,140人であった。以後減少の一途をたどり、昭和45年には27,267人となったが、その後は増加に転じピーク時平成17年の国勢調査では、33,801人となった。しかし、全国的に人口減少が叫ばれるようになり、本市も再び減少し、住民基本台帳人口では平成30年3月1日の人口が3万人を下回った。現在も自然減と社会減は継続している。

また、高齢化については20年前（平成12年）の調査でも顕著になっているが、今や老人人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は、令和2年の調査では、30.7%と、峠北圏域の36.3%、県の31.1%と比べると低い数値となってはいるが全国平均の28.7%を上回り、約3人に1人65歳以上である「超高齢社会」となっている。

年	人 口	増 加		世 帯 数	一 世 帯 当 たり 人 数	老 年 人 口		
		数	率			人 口	割 合	全 国 割 合
昭和55年	人 27,343	人 9	% 0.03	7,487	人 3.65	人 3,713	% 13.5	% 9.1
60	28,175	832	3.04	8,041	3.50	4,291	15.2	10.3
平成2年	29,766	1,591	5.64	8,597	3.46	4,893	16.4	12.0
7	32,097	2,331	7.83	9,753	3.29	5,642	17.5	14.8
12	32,707	610	1.9	10,688	3.06	6,176	18.8	17.3
17	33,801	1,094	3.3	11,456	2.91	6,867	20.3	20.1
22	32,477	-1,324	-3.9	11,862	2.75	7,509	23.1	23.0
27	30,680	-1,797	-5.5	11,673	2.63	8,357	27.2	26.6
令和2年	29,067	-1,613	-5.3	11,552	2.52	8,906	30.7	28.7

資料：国勢調査（総合政策課）

2 産業

産業については、就業者数が昭和60年頃から増加に転じ、この間に昭和45年には本市の主体産業であった第1次産業が半減し、代わって企業誘致などによって第2次産業が大幅に伸び、第3次産業との両産業で全体の8割以上を占めている。

農業は、果実が最も多く、次いで米、畜産、野菜の順になっており、果実の割合は年々高くなっている。しかし、農家の大半は零細な規模で、第2種兼業農家が70パーセントを占めている。

工業は、積極的な工場誘致により、大企業やその関連企業の進出がみられ、誘致企業を主体とした電気機械、金属製品、機械製品、輸送用機械等で総出荷額の8割近くを占めている。

商業は、古くから峡北地域の商業拠点として発展し、現在も韮崎駅前の大型店を核とした広域商圈を維持している。

3 土地利用

本市の地目別面積の内訳は次のとおりであるが、近年の土地利用の動向を見ると、田・畠・山林が減少している一方、宅地等が増加しており、市街地が拡大している。

（単位 千m²）

区 分	田	畠	宅 地	山 林	原 野	そ の 他	総 数
面 積	11.489	11.260	7.874	26.743	0.689	3.094	61.149

資料：税務収納課概要調書

4 交通

本市における道路は、中央自動車道、国道20号、141号、主要地方道6路線、一般県道6路線などから成っている。また中部横断自動車道、新山梨環状道路などが建設中で、交通の要衝としての発展が期待されている。鉄道は、JR中央本線が南北に縦断しており、市内には、韮崎、新府、穴山の3つの駅がある。バスは、山梨交通株式会社と市民バスを市内3事業者（韮崎タクシー・山梨交通・甲斐タクシー）に委託して市内を運行している。

道 路 の 現 況

区 分	総 延 長	舗 装 済 延 長	舗 装 率
国 道	21.0km	21.0km	100.0%
県 道	68.1km	68.1km	100.0%
市 道	424.3km	392.8km	92.6%

資料：建設課

第3 過去の災害履歴

本市における主な災害は、次のとおりである。

1 風水害

発生年月日	災害区分	被災地域	被害状況
明治31年9月	水害	葦崎町・円野町	死者41名・流失家屋282戸
大正8年9月	水害	葦崎町・穴山町	橋りょうの流出多数
大正14年8月	水害	葦崎町	橋りょうの流出多数
昭和10年9月	水害	葦崎町	流出家屋15戸 橋りょうの流出多数
昭和34年8月14日	水害	葦崎町	死者行方不明20名 流失家屋51戸・半壊42戸 全壊31戸・橋りょうの流失29カ所 床下浸水1,461戸 ※被害額は昭和34年9月26日と合算
昭和34年9月26日	水害	葦崎町	死者1名・流失家屋8戸 全壊16戸・半壊81戸 床上・床下浸水1,054戸 橋りょうの流失3カ所 昭和34年災害被害額 222,647千円※
昭和57年8月1日	水害	全域	家屋半壊11戸 床上・床下浸水14戸 農地冠水14.2ha 土木施設被害113カ所 農林業施設被害32カ所 災害被害額 275,000千円
昭和57年9月16日	水害	全域	家屋半壊1戸・農地冠水3ha 農林業施設被害19カ所 土木施設被害49カ所 災害被害額 258,000千円
昭和58年8月15日	水害	全域	家屋半壊2戸 床下浸水295戸 農地流失・冠水103.6ha 農業用施設被害23カ所 林業用施設被害25カ所 土木施設被害65カ所 災害被害額 891,359千円
昭和60年6月30日	水害	全域	床下浸水30戸・農地冠水60ha 農業用施設被害20カ所 土木施設被害10カ所 災害被害額 79,110千円

2 地震災害

災害発生日	被害状況(県下)
1891 (明治24) 12. 24	山梨・静岡県境を震央とする地震(M6.5)、北都留郡で地割れ数ヶ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898 (明治31) 4. 3	山梨県中部を震央とする地震(M5.9)、南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902 (明治35) 5. 25	山梨県東部を震央とする地震(M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現大和村)に小亀裂等
1915(大正4) 6. 20	山梨県東部を震央とする地震(M5.9)、甲府市水道管亀裂4~5ヶ所
1918(大正7) 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7~8ヶ所
1923 (大正12) 9. 1	関東大地震(M7.9甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所
1924 (大正13) 1. 15	丹沢地震(M7.3甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60ヶ所
1944 (昭和19) 12. 7	東南海地震(M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29ヶ所等(山梨日日新聞)
1976 (昭和51) 6. 16	山梨県東部を震央とする地震(M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22ヶ所、田畠31ヶ所、農業用施設79ヶ所等
1983 (昭和58) 8. 8	山梨県東部を震央とする地震(M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147ヶ所、農林業用施設55ヶ所、道路21ヶ所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996(平成8) 3. 6	山梨県東部を震央とする地震(M5.8)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円

第2節 防災と減災の定義

第1 発災と想定事態の定義

1 発災の定義

発災とは、被害をもたらす突発的な事故や自然災害等が発生する時点をいう。

2 想定事態

想定事態とは、歴史的、地理的、社会的に起こりうる災害の種別と規模をいう。

一般的に、自然災害には地震、洪水、土砂崩れ、落石、噴火、土石流、山火事、津波、強風、降雪等があり、事故災害には、爆発、火事、放射能漏れ等、社会的災害には、武力攻撃、ミサイル、テロ、戦争、ウイルス等がある。

本地域防災計画では、すべての事態を想定し、平時にその訓練や整備をすることは困難であることから、韮崎市においては、歴史的、地理的、社会的に起こりうる確率の高い事態（種別と規模）を想定し、本計画にその具体的対策を盛り込むもので、その他の事態は「行政編」で付帯記述するにとどめる。

第2 自助と共助と公助の定義

1 自助の定義

自分の命や財産は、自分で守ること。

一人ひとりが身の安全を確保し、個人や家庭の財産を失わないこと。

2 共助の定義

互いに協力して助け合い、守ること。

避難行動や避難生活で互いに助け合い、地域や職場の貴重な財産や経営資源を失わないこと。

3 公助の定義

公的機関が、住民を守ること。

市役所、警察署、消防署、病院等の公的機関が住民を守り、助けること。

第3 防災と減災の定義

1 時間軸上で識別する防災と減災

防災とは、公助を原則に法定の防災計画に従った、予防のための整備や訓練と、発災後の初動、応急、復旧・復興の対策をいう。計画には、大・中・小規模のハード整備から、職員初動規定、災害対策本部の設置と運営、避難所や避難場所の指定、自主防災組織の整備、復旧・復興への協力団体等の整備、及びそれらへの要請手順等、想定事態上のあらゆる対策が定められる。

一方の減災とは、自助と共助を原則に、災害や突発的事故などは防げないという前提に立ち、発災した場合、被害を最小限にするために、平時、住民や事業所が自主的に整備や訓練に取り組むものである。もちろん公的機関はそれを支援する。

防災と減災の主体は異なるが、平時の予防を重視する点は同じである。また、防災には、発災後の復旧・復興への義務があり、計画に定めた災害対策本部がその義務を負う。

防災とは、

公助を原則に、法定の防災計画に従った、予防のための整備や訓練と、発災後の初動、応急、復旧・復興の対策をいう。計画には、大・中・小規模のハード整備から、職員初動規定、災害対策本部の設置と運営、避難所や避難場所の指定、自主防災組織の整備、復旧・復興への協力団体等の整備、及びそれらへの要請手順等、想定事態上のあらゆる対策が定められる。

予防(平時)

発災

初動

応急

復 旧

復 興

平時の減災(=予防)とは、

自助と共助を原則に、災害や突発的事故などは防げないという前提に立ち、発災した場合、被害を最小限にするための平時の取り組みをいう。

発災後の減災とは、

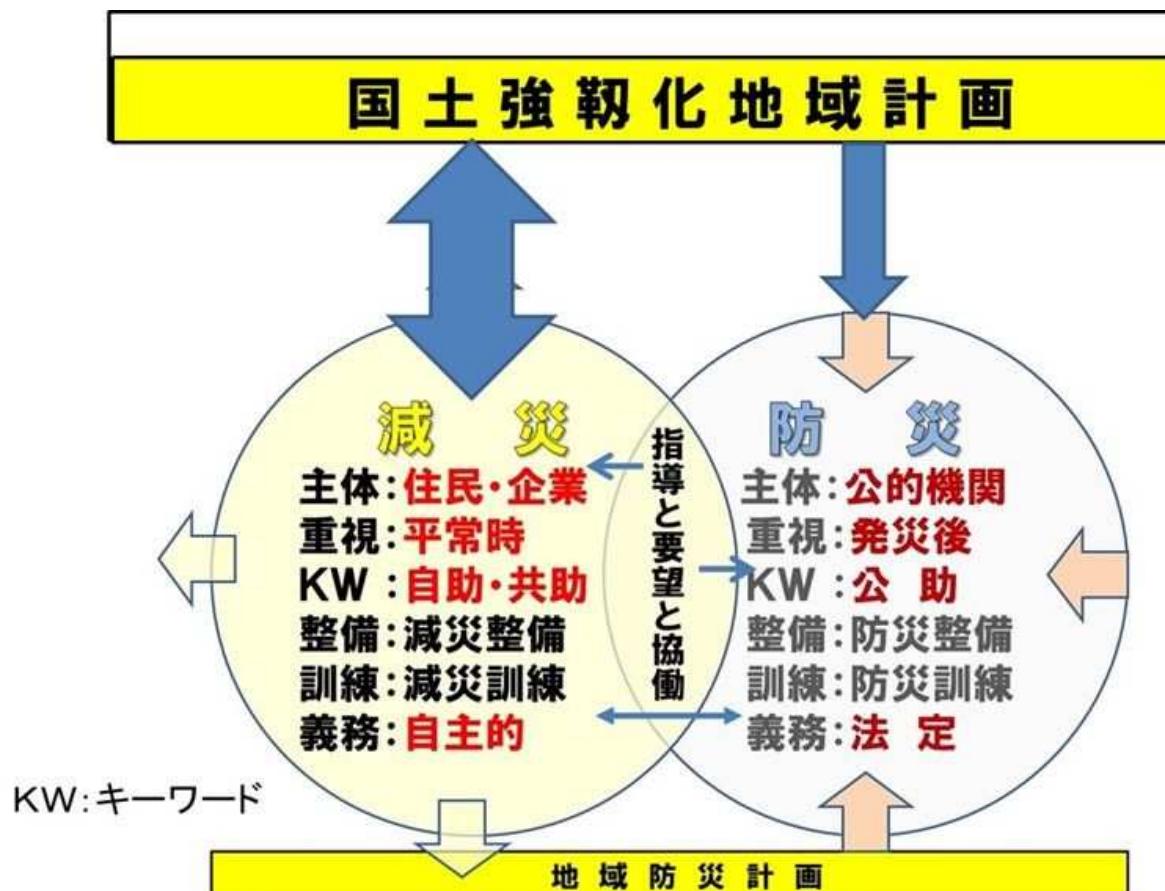
自助と共助を原則に、発災してしまったならば、その後の被害を最小限にするための取り組みをいう。

2 防災と減災の概念

平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議（五百旗頭真議長）が当時の菅直人首相に「防災から減災への転換」を答申し、政府はこれを復旧・復興対策に組み入れた。その概念を下記の図に示す。

「防災」とは、公助を原則に行政が主体に防災訓練や防災整備を推進するもので、これは法定計画（本計画）に従った義務である。

一方の「減災」とは、自助と共助を原則に、平時に住民や企業が主体的に減災のための整備や訓練に取り組むもので、そこに自主防災組織があり、段階的に減災力を高めていく必要がある。



【図の説明】

地域防災計画では、発災後の対処のみを記すものではなく、事前の減災への対策が重要である。

減災は、発災後の被害を最小限にするため、平時に住民（家庭や自主防災組織）や事業所が主体的に訓練や整備に取り組むもので、そのため行政から指導を受け、また、行政と協働して段階的に家庭や地域や職場の減災力を高めるものである。（外向きの矢印は、段階的な減災力の拡大をいう）一方、防災は行政を代表する公的機関が主体的に取り組む法的・義務的な整備や訓練のこと、平時には住民や事業所の減災のための指導を行い、発災後は速やかに災害対策本部を設置し、公助を推し進める防災力を高めるものである。（内向き矢印は、家庭や地域や職場の減災力が高まることで、公的機関の防災力がより集中して充実することをあらわす）

また、防災政策と減災対策の総合的強化を、国土強靭化地域計画が保管する。

第3節 突発性災害と警告性災害（一般災害）の定義

第1 突発性災害とは

地震や突風、爆発など、行政が避難指示を発令できない災害をいう。

第2 警告性災害（一般災害）とは

台風等による大雨・洪水や新型ウイルスなど、行政が状況判断をして避難指示を発令できる災害をいう。

第3 本計画上での想定事態の捉え方

姫崎市では、歴史的及び地理的な条件を勘案し、以下を想定する。

1 洪水・土石流

釜無川、塩川、御勅使川及び各河川の支流や他自治体管内にある各河川上流部へ大量に流れるこ
とにより起こる水害。

2 地震

東海地震や南海トラフ地震などの突発性大規模地震。

第4節 関連用語の説明

○ 大規模自然災害

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような地震、西日本豪雨や令和元年東日本台風による水害
といった、甚大な被害となる自然災害をいう。

○ 訓練計画書

訓練には、特別訓練と平時訓練がある。特別訓練とは、日を決めて一斉に訓練するもので、平
時訓練とは、普段の生活や仕事の中に組み込まれた訓練をいう。また、自主防災組織が計画的
に訓練するために、行政が訓練計画書を提示する場合もある。（関連用語）業務継続計画

○ 業務継続計画

発災後、行政が業務を速やかに再開するための計画書。産業界のB C P（Business
Continuity Plan=事業継続計画）の行政版。（関連用語）職員初動規定

○ 災害対策本部

発災時に、行政に設置される対策組織。市長が本部長となり、正確な被災状況を把握してか
ら、あらゆる指示や要請を出す。

○ 災害伝言ダイヤル171

N T Tが提供する発災時の通信手段。固定電話番号でメッセージの録音・再生ができる。

○ 災害ボランティア

発災後に被災地で復旧・復興を手助けするボランティア。

（関連用語）福祉ボランティア、介護ボランティア、災害ボランティアセンター

○ 災害ボランティアセンター

発災後に被災地に設置され、ボランティアの受け入れや手配をする組織。

○ 施設管理者

指定避難所の施設を平時に管理・運営している人（校長、施設責任者）。

○ 一時避難場所

発災時に一時的に避難する、住民が決めた空き地やオープンスペース。

（関連用語）指定避難場所

○ 指定避難場所

地震発災時に避難する、地域防災計画の中で市が指定するオープンスペースや公民館。

（関連用語）一時避難場所、指定避難所

- 指定避難所

発災時または発災する恐れがある場合に避難する、地域防災計画の中で市が指定する学校施設や公共施設。
(関連用語) 一時避難場所、指定避難場所、指定福祉避難所
- 指定緊急避難場所

発災する可能性がある場合に一時的に避難する、地域防災計画の中で市が指定する施設。
(関連用語) 指定避難所、指定福祉避難所
- 指定福祉避難所

発災時または発災する恐れがある場合に要配慮者及び介助者が避難する、地域防災計画の中で市が指定する福祉施設等。
(関連用語) 一時避難場所、指定避難場所、指定避難所、要配慮者
- 要配慮者

発災時の弱者である、乳幼児、妊婦、要介護者、障がい者、傷病者、高齢者など避難行動に時間がかかる方をいう。
(関連用語) 指定福祉避難所、避難行動要支援者
- 避難行動要支援者名簿

自ら避難することが困難な者を集約した名簿。特に名簿公開について同意した場合は、消防署・警察署・民生委員児童委員・地区（自主防災組織）・消防団に情報提供される。
(関連用語) 要配慮者、指定福祉避難所
- 自主防災組織

地域防災計画の中で市が指定する自治会や公民館単位の防災組織。
- 職員初動規定

地域防災計画や業務継続計画の中で指定する発災時の職員行動及びその規定。
(関連用語) 業務継続計画、地域初動
- 想定事態

歴史的、地理的、社会的に想定される災害の種類と規模。
- 率先避難

発災した場合、とにかく(大きな声を上げるなどして)逃げること。
- 垂直避難

浸水する恐れがある場合、安全な状態になるまで避難した建物の上層階に逃げること。
- 戸別分散避難先

ウイルス感染防止のため、戸別に指定した親戚宅やホテル等の避難先。
- 緊急避難先

警告性災害に対し、地区・地域で決めた高台等の避難施設。
- 地域初動

自主防災組織の規定に従った地域住民の初動。
- 二次災害

発災後の救助や救出等で、安全確認をしないことや慌てることで、かえって被災すること。
- ハザードマップ

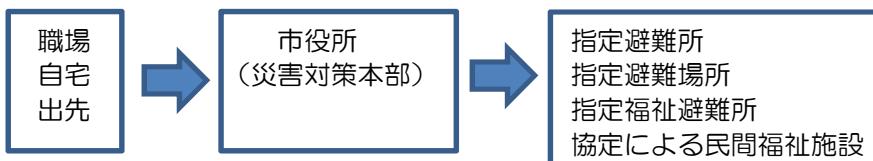
想定事態をマップ上にビジュアルに表示したもの。

- 備蓄品
発災後の避難生活で必要とする食糧品や生活品等、平時に蓄えておくもの。
- 警戒レベル
避難情報と気象情報を5段階のレベル標記をすることで、直感的に理解できるように設定されたもので、避難情報に付記して発表される。気象情報は各レベルに相当する情報として発表される。
(関連用語) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- 高齢者等避難
発災する恐れがある場合に、要配慮者は避難開始、それ以外の方は避難に備えて準備を促す市が発令する警戒レベル3の情報。
(関連用語) 警戒レベル、避難指示、緊急安全確保
- 避難指示
発災の危険が迫った場合に、避難するよう促す市が発令する警戒レベル4の情報
(関連用語) 警戒レベル、高齢者等避難、緊急安全確保
- 緊急安全確保
何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全の確保するよう促す警戒レベル5の情報。
(関連用語) 警戒レベル、高齢者等避難、避難指示
- 避難所運営
指定避難所を立ち上げ、維持管理すること。
(関連用語) 避難所運営委員会、避難所運営機能
- 避難所運営委員会
開設された指定避難所を運営する組織。
- 避難所運営機能
本部班、情報班、施設管理班などの体制で担う受付や救護などの機能。
- 風評被害
発災後の噂・風説による被害。
- 優先電話
発災後の通信規制があっても、通信線が断線していない限り使える電話（公衆電話）。

第5節 関連施設の名称

第1 災害対策本部と市職員の初動と施設

- ① 基本的に市役所の災害対策本部に集合し、本部指示に従う。
- ② 一部の職員は本部指示に従い、速やかに安全を確認しながら指定避難所等に向かう。
- ③ 福祉班の職員は本部指示に従い、速やかに安全を確認しながら指定福祉避難所等に向かう。



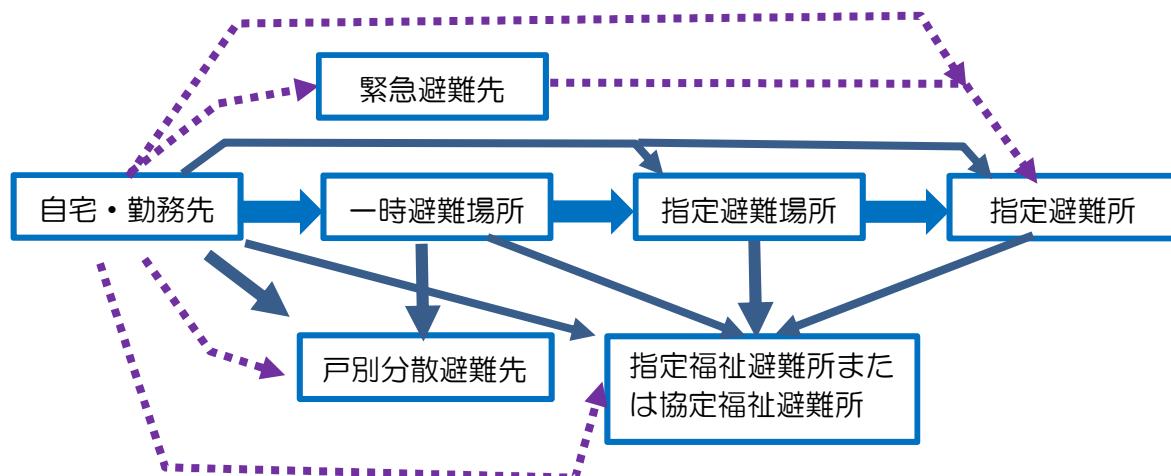
第2 住民の初動と施設

1 突発性災害の初動（図の実線）

- ① まず、組や班で決めた一時避難場所に避難する。
- ② 一時避難場所から、市が決めた指定避難場所に向かうか、各家庭で決めた戸別分散避難先に向かう。
- ③ 指定避難場所から、市が決めた指定避難所に向かう。
- ④ 要配慮者は、各避難先から市が決めた指定福祉避難所または、市が協定を締結した民間福祉施設に付き添いとともにに向かう。
- ⑤ 地理的な理由等で、前記の避難場所を経由せず、その先の避難先に向かう場合もある。

2 警告性災害の初動（図の点線）

市から避難情報が出た場合、速やかに地区で決めた緊急避難先（高台等）に向かうか、指定避難所に避難する。



第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 莊崎市

庄崎市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。また、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。また、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公益的団体及び防災上重要な施設の管理者

公益的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(注) 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関：NTT東日本(株)等の公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 地震防災上必要な調査及び研究
- キ 建築物等耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成
- コ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ アからサまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 発災後の災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 情報の発令及び伝達並びに避難の準備情報、勧告又は指示
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 応急教育の実施
- カ 被災施設及び設備の応急復旧
- キ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ク 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- サ 警戒宣言又は地震予知に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- シ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- ス 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- セ 知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ソ 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- タ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- チ 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- ツ 他機関への応援要請
- テ アからツまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧・復興対策

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止

ウ 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進

エ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

オ ア、エのほか、将来の災害に備える措置

2 県

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

エ 防災訓練の実施

オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

カ 防災に関する施設の整備、点検

キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等

ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 発災後の災害応急対策

ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

イ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施

ウ 消防、水防その他の応急措置

エ 被災者の救出、救助その他の保護

オ 被災者等からの相談窓口の設置

カ 応急教育の実施

キ 被災施設及び設備の応急復旧

ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動

ケ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置

コ 緊急輸送の確保

サ 広域一時滞在に関する協定の締結

シ アからサまでのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

ア 被災した施設等の原形復旧

イ 災害の再発防止

ウ アのほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会+（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ 融資関係

(ア) 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付

(イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付

ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

- (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
- (イ) 手形交換の特別措置
- (ウ) 休日営業の特例措置
- (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
- (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- (カ) 保険料支払いの迅速化措置

工 国有財産関係

- (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可

(2) 関東農政局山梨支局

ア 災害予防

- ・ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
- ・防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備

イ 災害応急対策

- ・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
- ・災害時における種もみ、その他営農資材の確保
- ・災害時における生鮮食料品等の供給
- ・災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除
- ・土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
- ・応急用食料の調達・供給対策

ウ 災害復旧

- ・査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
- ・災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

(3) 関東森林管理局東京分局（山梨森林管理事務所）

ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成

イ 民有林直轄治山事業の実施

ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(4) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア 災害時における輸送実態調査

イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導

ウ 災害時における自動車の応援手配

エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導

オ 災害時における関係機関との連絡調整

(5) 東京管区気象台（甲府地方気象台）

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(6) 関東総合通信局

ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導

ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し

エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）

オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(7) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査

イ 事業場内労働者の二次災害の防止

ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予

エ 災害復旧工事における安全の確保

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所 ほか）

管轄する河川、道路、砂防について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について次の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

(ア) 災害対策の推進

(イ) 危機管理体制の整備

(ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進

(エ) 防災教育等の実施

(オ) 防災訓練

(カ) 再発防止対策の実施

ウ 発災後の災害応急対策

(ア) 災害発生直前の対策

(イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(ウ) 活動体制の確立

(エ) 政府本部への対応等

(オ) 災害発生直後の施設の緊急点検

(カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

(キ) 災害発生時における応急工事等の実施

(ク) 災害発生時における交通の確保等

(ケ) 緊急輸送

(コ) 代替輸送

- (サ) 二次災害の防止対策
- (シ) ライフライン施設の応急復旧
- (ス) 地方自治体への支援（支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣を含む）
- (セ) 被災者・被災事業者に対する措置
- (ソ) 災害発生時における広報
- (タ) 自発的支援への対応
- (チ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

工 災害復旧・復興対策

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復旧の実施
- (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
- (エ) 都市の復興
- (オ) 借地借家制度等の特例の適用
- (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (キ) 被災事業者等に対する支援措置
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
- 工 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資器材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集体制の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
- 工 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応する部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社（韮崎駅）
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規則（安全輸送の確保）
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
- 工 災害発生のおそれのある河川の水位観測

- 才 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - 力 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- (2) 東日本電信電話（株）（山梨支店）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山梨支店）
- ア 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対しての通信施設の優先利用
- (3) 日本郵便（株）（韮崎郵便局）
- ア 地方公共団体又は日本郵便（株）が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地にて救助用郵便物の料金免除
- 才 郵便局窓口業務の維持
 - 力 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク （株）ゆうちょ銀行の非常払い及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (4) 日本赤十字社（山梨県支部）
- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- 才 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - 力 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (5) 日本通運株式会社（山梨支店）
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (6) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
- ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 6 指定地方公共機関
- (1) 放送機関（株）山梨放送、（株）テレビ山梨、（株）エフエム富士、（株）エフエムハケ岳）
- ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
- ア 安全輸送の確保

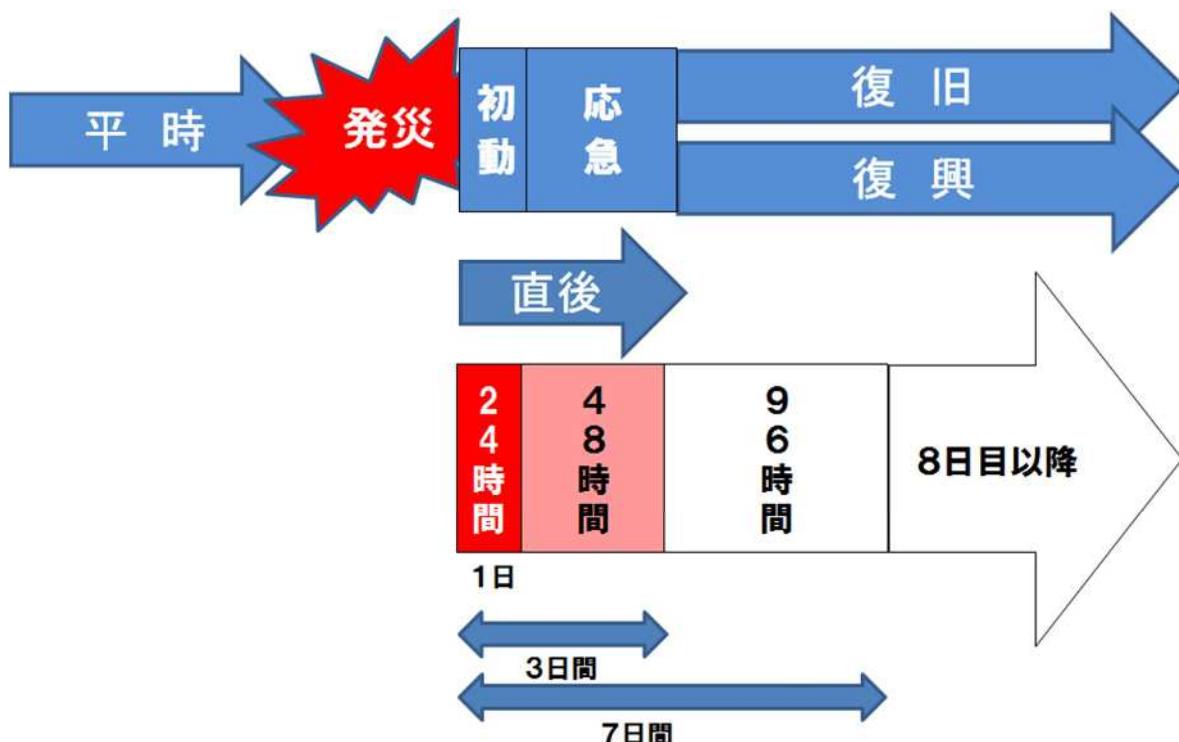
- イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関 ((社) 山梨県エルピーガス協会)
- ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会 (韮崎市医師会・北巨摩医師会・韮崎市歯科医師会)
- ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 甲斐警察署
- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 峠北広域行政事務組合消防本部
- (1) 災害の防ぎよ及び警戒に関すること。
 - (2) 消防自動車その他機械器具等の配備、運用に関すること。
 - (3) 自衛消防隊及び地区防災組織育成指導に関すること。
 - (4) 救助、救急措置に関すること。
 - (5) 火災警報及び気象情報に関すること。
 - (6) 予防查察に関すること。
 - (7) 防火対象物の立入検査及び指導に関すること。
 - (8) 消防計画及び地震防災応急計画に関すること。
 - (9) 建築同意事務に関すること。
 - (10) 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること。
- 9 公共の団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体
- ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融通又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 韮崎市商工会
- ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護

- エ 災害時における被災者の収容及び助産
- オ 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- (6) 土地改良区
 - ア 農業用水（池等）の施設の整備と管理
 - イ 自己の管理に係る農業施設の被害調査と災害復旧
 - ウ たん水の防排除施設の整備と復旧

10 その他の公共団体

- (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、韮崎市社会福祉協議会）
 - ア 災害ボランティアの育成
 - イ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整（市福祉部福祉班）
 - ウ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保（市福祉部福祉班）
 - エ 発災後の災害ボランティアセンターの設置と運営（市福祉部福祉班）
- (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

第7節 発災後の経過時間の定義



第1 時間経過の定義の必要性

地域防災計画に、発災後の経過時間の概念を導入することは、大変重要である。

本計画に従い、発災後の対応はもとより、より具体的かつ効果的に整備や訓練を行うためには、発災後の経過時間による変化を把握する必要がある。

本計画では、発災後の時間経過を次の4分割して対策を講じるものである。

●24時間：初動～直後数時間

とにかく避難。

初動期という。この発災直後の対応が最も重要であり、初動の対応如何で被災量の減少や二次災害防止を図ることができる。

●2～3日目：応急期間

応急的に自力で持ちこたえる期間。3日目になると、対策本部ではかなり正確な被災情報が収集でき、被災者に少し落ち着きが出始める。一部のライフラインが復旧し、避難所等では、緊急時の避難生活の見直しが行われる。また、自衛隊や機動隊の公的支援が開始される。救出活動の目安は、発災から72時間以内である。

●4～7日目：支援開始期

外部からの支援が開始される。地域内ボランティアが活動を始め、災害ボランティアセンターも設置される。また、水や食料等の支援物資もかなり充実し、電気、電話はほぼ復旧する。

●8日目以降：復旧・復興期

復旧・復興が開始される。

外部ボランティアが活動を始め、本格的に復旧・復興が始まる。

第8節 避難生活における条件

第1 避難所開設時の優先機能

指定避難所は、概して平時に施設管理者から用途の合意をとりつけておき、発災後に避難してきた住民（自主防災組織）等によって開設される。その時、優先される機能は以下である。

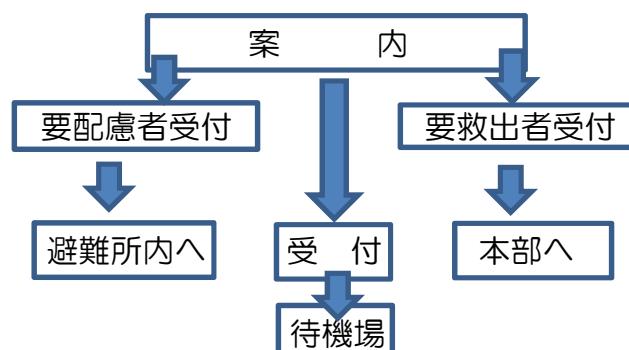
1 本部（または本部班）

避難所全体を統括するところ。市の災害対策本部と情報交換し、また、避難者に正確な情報を伝達することや、避難者への指示等を全うする。

2 受付（または被災者管理班の受付）

概して、以下の機能の窓口を設置する。

- | | |
|------------|---|
| (1) 案内 | 到着時の待機場所等の指示役。要配慮者以外は一旦待機場にある受付へ。 |
| (2) 要配慮者受付 | 到着者の中に要配慮者がいた場合、優先的に対処する窓口。 |
| (3) 受付 | 避難者の受付を行い待機させ、避難所となる建物の安全確認後、本部指示に従い行動させる窓口。また、到着時に要救出情報があった場合に、本部担当へ取り次ぐ役。 |



3 救護（または救護衛生班） 要配慮者を優先的に対処する。

第2 避難所のルールとマナー

避難所や避難場所にはルールとマナーが求められる。

ルールとは、事前に決めておく行動規則をいい、マナーは規則にない当たり前の行動をいう。

1 ルールの例

- (1) 勝手な場所どり禁止
- (2) 勝手な移動禁止
- (3) ペット持ち込み禁止
- (4) 危険物持ち込み禁止
- (5) 禁止区域への立ち入り禁止
- (6) 支援物資の無断利用
- (7) 車の中での生活禁止
- (8) 勝手な救助活動の禁止
- (9) 火気使用禁止
- (10) ゴミは指定場所に など

2 マナーの例

- (1) 室内禁煙
- (2) 大声・騒音
- (3) 流言
- (4) ドロボウ
- (5) 暴力・喧嘩
- (6) 不潔
- (7) 悪臭 など

事前にルールをつくり、発災時の混乱を防ぐことは、減災の基本ですよ



第9節 想定事態と初動

第1 災害の種別

災害大区分	想定される事態の種類
突発性災害	地震、爆発、突風、噴火、落石、その他の事故
警告性災害	洪水、土石流、地すべり、鉄砲水、大風、大火灾、ウイルス
その他	原発事故、武力攻撃、ミサイル、テロ

第2 茅崎市における想定事態

突発性、警告性を問わず、発災すれば住民は自主的に避難し、市は速やかに災害対策本部を設置して事態を把握し、対処する。ゆえに、市側も住民側も災害の種別によって対処が大きく変わることはない。しかしながら、すべての事態に対処する防災計画の策定は困難であり、その訓練や整備も不可能であることから、茅崎市の地域防災計画は、歴史的かつ地理的な条件を踏まえて以下の想定事態に限定するものとする。

(1) 突発性災害（地震）

茅崎市では、明治以降の記録によると計11度の中規模地震で被害が発生している。

平成7年1月17日発災の阪神・淡路大震災から平成23年3月11日の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震まで、日本各地で大規模地震が発生し、茅崎市は、歴史的に繰り返される釜無川右岸の活断層地震や、近い将来起こるであろう「東海地震」、防災対策推進地域に指定された「南海トラフ地震」を警戒する必要がある。

(2) 警告性災害（洪水・土砂災害）

韮崎市は風水害の発生しやすい地形である。特段、江戸期に現韮崎市街は河原部村と呼ばれ、その名の通り洪水多発地帯であった。昭和34年8月の伊勢湾台風以来、大きな洪水はないが、釜無川と塩川という急こう配の河川を有し、周囲の急峻な山々にある沢からの鉄砲水や土石流にも警戒が必要である。

(3) 富士山噴火災害

韮崎市は富士山からは距離があり、災害は季節によって降灰程度と予想されるが、被災地支援または被災者受入などを講じる必要がある。

(4) 放射能汚染（原子力対策）

毎日、大気の放射能汚染度を調べ、基準値を超えた場合は、県および周辺市町村と連携して速やかに対策を講じる。

(5) その他

他の事態では、原則として、住民は指定避難所に避難し、その後は韮崎市の災害対策本部の指示に従う。市職員は、本人・家族・家庭の被災状況確認を優先させ、その後は災害対策本部の指示に従う。

第3 市職員初動規定

(1) 災害対策本部の設置と解散

市は、発災から速やかに災害対策本部を設置し、市内の被災状況を正確に把握しながら救出等の優先的措置を図るものである。

(2) 全庁初動規定

市は、発災直後の初動について「全庁初動規定」を定め、平時、すべての職員がその規定に従った訓練を行うものとする。

(3) 部署別初動規定

市の各部署は、発災直後の初動について「部署別初動規定」を定め、平時、すべての職員がその規定に従った訓練を行うものとする。

(4) 災害時着用ベスト

市職員は、災害時にベストを着用することにより、市職員であることを認知させる。

第4 地域初動規定

(1) 小地区(組又は班)ごとの初動規定

自主防災組織は、組や班ごとに、発災時に一時避難する空き地や駐車場に避難する。

(2) 自主防災組織の初動規定

自主防災組織は、属する全員が同じ初動をとるよう規定を作成し、平素、その規定に基づいて訓練を行うものとする。また、想定事態が複数（地震と洪水）ある場合は、それぞれの規定を定めることとする。

(3) 自主防災組織の避難ルートの確定

自主防災組織は、予め避難ルートを確定し、それを初動規定に明記するとともに、属する全員に周知徹底させるものとする。

第5 避難情報

市では、原則として避難情報は市長が出すことになるが、突発的災害等の間に合わないケースや、市長が被災して出せないことも考えられることから、被害を最小限にするために、自主防災組織や消防団等で危険を察知した場合、早めの自主避難が求められる。

○避難情報（資料編：「避難情報予告・判断マニュアル」参照）

避難情報は、下表のとおりとする。なお、運用にあたっては土砂災害警戒情報や今後の気象予測、警戒区域の巡回等の報告を含めて総合的に判断し、発令するものとする。

<土砂災害>

区分	現地による基準	気象情報等による基準			土砂災害警戒情報等による基準	
		前日までの連続雨量が100mm以上の場合	前日までの連続雨量が40～100mmの場合	前日までの降雨がない場合		
高齢者等避難予告		高齢者等避難を発令する可能性があるとき				
【警戒レベル3】 高齢者等避難	湧き水、地下水に濁りなどが見つかったとき	当日雨量が50mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超えたとき	当日雨量が100mmを超えたとき	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（キキクル）が「警戒（赤）」となったとき 2：通行規制等により、避難が困難になることが想定されるとき 3：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき	
避難指示予告		避難指示を発令する可能性があるとき				
【警戒レベル4】 避難指示	渓流付近の斜面崩壊などが見つかったとき	当日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたとき 2：土砂災害の危険度分布（キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が表示されたとき 3：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	近隣で土砂災害が発生し、山鳴りや流木、斜面の亀裂が見つかったとき	大雨特別警報が発令されたとき	大雨特別警報が発令されたとき	大雨特別警報が発令されたとき	—	

<洪水>

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
釜無川	<p>1 : 指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.00mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>2 : 指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき</p> <p>3 : 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき</p> <p>4 : 穴山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.70mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>5 : 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき</p> <p>6 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</p>	<p>1 : 指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.20mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>2 : 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>3 : 穴山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.30mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>4 : 堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき</p> <p>5 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</p> <p>6 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき</p>	<p>1 : 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき</p> <p>2 : 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき</p> <p>3 : 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき</p>
塩川	<p>1 : 指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.10mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>2 : 指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき</p> <p>3 : 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき</p> <p>4 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</p>	<p>1 : 指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.50mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>2 : 堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき</p> <p>3 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</p> <p>4 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき</p>	<p>1 : 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき</p> <p>2 : 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき</p> <p>3 : 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき</p>
御勅使川	<p>1 : 堀切水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.50mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>2 : 御勅使上橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.00mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>3 : 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき</p> <p>4 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</p>	<p>1 : 堀切水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.70mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>2 : 御勅使上橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.80mに到達したとき（今後の到達予想を含む）</p> <p>3 : 堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき</p> <p>4 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき</p> <p>5 : 発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき</p>	<p>1 : 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき</p> <p>2 : 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき</p>

○参考○

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位【レベル2】	避難判断水位【レベル3】(高齢者等避難)	氾濫危険水位【レベル4】(避難指示)
釜無川	船山橋	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	穴山橋	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m
塩川	岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m
御勅使川	御勅使上橋	1.60m	2.00m	2.00m	2.80m

※塩川上流の大門ダム、塩川ダムの放流状況にも留意すること

第6 タイムライン

警告性災害から住民を守るため、発災前の対応を重視した「減災対応時系列システム（タイムライン）」の導入が必要である。災害の発生が想定される時間の72時間前に監視体制に入り、48時間前には予想される災害対応への準備に入り、24時間前には高齢者等避難・避難指示を出すタイミングを整える。

想定事態（災害の種類や規模）によって設定時間は異なるが、監視⇒準備⇒避難情報の発令までが時系列で決めてあれば、発令者が不在であっても避難情報を出すことができ、また住民は、このシステムが「安全第一・空振りOK」を前提にしていることを十分に承知したうえで、発令に従うことが求められ、「避難情報が発令されなくとも率先避難」を心がけるものとする。

なお、急速な気象状況の変化により、避難情報が高齢者等避難から順番に発令されるものではないため、指定避難所開設前でも避難できるよう必要に応じて臨時避難所等を早期に開設する。

○タイムライン（例示）

